

<p>公安委員会 説明資料No. 1</p>	<p>配偶者暴力防止法の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案について</p>	<p>平成25年12月19日 生活安全企画課 給与厚生課</p>
<p>1 趣旨 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号）の施行に伴い、関係する国家公安委員会規則に所要の改正を行うもの。</p> <p>2 規則案の概要</p> <p>(1) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号）第10条第2項 法律名の変更に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(2) 配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第18号）題名、第1条及び別記様式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。以下同じ。）をする関係にある相手から暴力を受けた被害者に対しても、配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）から暴力を受けた被害者に対してと同様に警察本部長等の援助を行う。 ・ 法律名の変更に伴い、所要の改正を行う。 <p>(3) 行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）第26条第2項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行方不明者が発見されたときの届出人への通知の特例に関し、行方不明者が生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力を受けていた場合も、配偶者からの暴力を受けていた場合と同様に通知を行わないこととする。 ・ 法律名の変更に伴い、所要の改正を行う。 <p>3 意見募集の結果 規則案について、平成25年11月1日から同月30日までの間、意見公募手続を実施したところ、49件の意見が寄せられた。寄せられた意見及びこれに対する警察庁の考え方は別添のとおりである。</p> <p>4 施行期日 平成26年1月3日（金）</p>		

1 趣旨

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うとともに、先駆的な取組の提示や内容の充実を図るため、従前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（平成20年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号。）を廃止し、新たに基本的な方針を定めるもの。

2 主な改正点

- (1) 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者に対しても準用されることを追記。 4頁
- (2) 題名を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」に変更。 1頁
- (3) 先駆的な取組の提示や内容の充実を図るため、各府省庁における取組等を追記。

3 警察の施策に関する改正点

- (1) 警察の施策についても、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者に対して準用。 4頁
- (2) 警察で対応した配偶者からの暴力相談等の件数の更新。 3頁
- (3) 警察が執り得る各種措置を教示し、被害者の意思決定を支援する「意思決定支援手続」に関する記載を追記。 14頁
- (4) 被害者が被害の届出をしない場合の対応及び加害者に対して指導警告を行う際の留意点を追記。 12頁及び

4 施行期日

- (1) 公布日：平成25年12月26日
- (2) 施行日：平成26年1月3日

14頁

現在、財政当局と調整中の平成26年度警察庁予算の査定状況については、以下のとおり。

1 総額	3,190億円
(1) 一般会計	3,178億円
平成25年度予算額	2,410億円
対前年度比較増減額	768億円 (31.9%)

	25年度予算額	26年度査定額	増△減額
人 件 費	975億円	1,035億円	60億円 (6.2%)
物 件 費	1,435億円	2,143億円	708億円 (49.3%)
復興特会繰入れ	39億円	—	△ 39億円 (皆減)
交付税特会繰入れ	—	698億円	698億円 (皆増)
そ の 他	1,396億円	1,445億円	49億円 (3.5%)
合 計	2,410億円	3,178億円	768億円 (31.9%)

※ 特別会計改革に伴う「交通反則者納金」の交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れ額を計上
 ※ 大臣折衝事項のDNA型鑑定 の推進(要求 35億円)は外数

(2) 東日本大震災復興特別会計	12億円
------------------	------

2 主な内容

(1) サイバー空間の脅威への対処	22億円 (18億円)
(2) 客観証拠重視の捜査のための基盤整備	69億円 (100億円)
(3) 組織犯罪対策の推進	44億円 (40億円)
(4) テロ対策と大規模災害対策の推進	63億円 (54億円)
(5) 生活の安全を脅かす犯罪対策の推進	39億円 (39億円)
(6) 安全かつ快適な交通の確保	209億円 (207億円)
(7) 警察基盤の充実強化	319億円 (283億円)
ア 人的基盤の充実強化	3億円 (4億円)
○ 国家公務員の増員 増員数 112人	
イ 装備資機材・警察施設の整備充実	316億円 (279億円)
(8) 東日本大震災からの復興の支援	12億円 (70億円)

3 組織改正

長官官房参事官、捜査支援分析管理官、組織犯罪対策企画課等の設置について調整中。

4 今後の予定

12月20日 大臣折衝 (DNA型鑑定 の推進 (35億円))
 12月24日 予算政府案閣議

1 概要

これまで、従来型の携帯電話に係るフィルタリングの100%普及促進を中心とした取組を推進してきたところであるが、スマートフォンや携帯ゲーム機等、児童が利用するインターネット接続機器の多様化により、これらを安全に利用させるためには、従来の取組では十分とはいえない現状にある。特に、スマートフォンについては、児童にも急速に普及し、その利用に係る犯罪被害や非行の防止が喫緊の課題となっている。

こうした情勢の変化を踏まえ、全国の都道府県警察に対し通達を発出し、関係機関・団体等と連携して、インターネット利用に起因する児童の犯罪被害や非行を防止するための取組を総合的に推進しようとするもの。

2 取組内容

(1) 保護者に対する啓発活動の強化

- 学校や教育委員会と連携したより多くの保護者に対する啓発
- 最新の情勢を踏まえた分かりやすい啓発

(2) 携帯電話事業者等に対する要請の徹底

- スマートフォンに対応したフィルタリングの説明の要請
- フィルタリングの解除等に対する適切な措置の要請

(3) 児童に対する情報モラル教育の推進

- 具体的な被害事例や非行事例に基づいた啓発
- 児童の年齢を踏まえた適切な啓発

(4) 関係機関・団体、事業者等との連携の強化

- 知事部局、教育委員会、学校、携帯電話事業者等との連携体制の構築
- サイバー防犯ボランティア、少年警察ボランティアの効果的な活用
- 都道府県の条例改正への参画
- インターネット関連事業者等と連携した職員の知識の向上

1 趣旨

海外のサーバを通じてインターネット上に掲載された、実在する企業のサイトを模したサイトや、インターネットショッピングに係る詐欺や偽ブランド品販売を目的とするサイト（以下「海外の偽サイト等」という。）に係る被害が多発しているところ、被害拡大防止の観点から、各都道府県警察が相談等を受理した海外の偽サイト等に係るURL情報等を警察庁に集約してウイルス対策ソフト事業者等に提供することにより、海外の偽サイト等を閲覧しようとする利用者のコンピュータ画面に警告表示等を行う対策をとるもの（別紙参照）。

2 内容

(1) 提供する情報

- ア 各都道府県警察が相談・被害届を受理した海外の偽サイト等に係るURL、サイト名
- イ 消費者庁に寄せられた海外の偽ブランド品販売サイト等に係る上記情報
- ウ ブランドメーカーから事業者団体を通じて寄せられた海外の偽ブランド品販売サイトに係る上記情報

(2) 情報提供の相手方

- ア ウイルス対策ソフト事業者（8社）
 - ① BBソフトサービス株式会社
 - ② 株式会社カスペルスキー
 - ③ キヤノンITソリューションズ株式会社
 - ④ 株式会社シマンテック
 - ⑤ 株式会社セキュアブレイン
 - ⑥ ソースネクスト株式会社
 - ⑦ トレンドマイクロ株式会社
 - ⑧ マカフィー株式会社
- イ フィルタリング事業者（2社）
 - ① アルプスシステムインテグレーション株式会社
 - ② デジタルアーツ株式会社

(3) 開始日

平成25年12月24日から

3 経緯

本対策は、平成25年3月から大阪府警察が独自に開始した取組を踏まえて、警察庁において全国的に情報を集約して実施することとしたもの。

1 実施期間

平成25年11月1日から30日までの1か月間（10月：準備期間）

2 指名手配被疑者の検挙状況

(1) 内訳（10月の準備期間を含む。以下同じ。）

	検挙人員	昨年比
指名手配被疑者	500人	-69人
捜査重点被疑者	70人	-10人
警察庁指定重要指名手配被疑者	0人	±0人
都道府県警察指定重要指名手配被疑者	70人	-10人
捜査重点被疑者以外	430人	-59人

(2) 端緒及び逃亡期間別

端緒	逃亡期間						計（人）
	5年以上	3年以上 5年未満	2年以上 3年未満	1年以上 2年未満	6か月以上 1年未満	6か月未満	
立ち回り先捜査	—	—	3 (60%)	10 (56%)	11 (52%)	254 (57%)	278 (56%)
職務質問	—	—	—	1 (5%)	1 (4%)	35 (8%)	37 (7%)
見当たり捜査	1 (25%)	2 (50%)	—	4 (22%)	5 (24%)	62 (14%)	74 (15%)
他事件逮捕	—	1 (25%)	—	3 (17%)	2 (10%)	14 (3%)	20 (4%)
一斉捜査	1 (25%)	—	—	—	—	2 (1%)	3 (1%)
通報	2 (50%)	—	2 (40%)	—	2 (10%)	11 (2%)	17 (3%)
出頭	—	—	—	—	—	10 (2%)	10 (2%)
その他	—	1 (25%)	—	—	—	60 (13%)	61 (12%)
計（人）	4 (100%)	4 (100%)	5 (100%)	18 (100%)	21 (100%)	448 (100%)	500 (100%)

3 検挙事例

(1) 長期逃亡被疑者の検挙

建設会社の協力により、5年3か月にわたって逃亡を続けている覚せい剤取締法違反指名手配被疑者の稼働事実が判明し、検挙【警視庁】

(2) 見当たり捜査による検挙

- ・ 見当たり捜査員が、徒歩で通行している強盗、逮捕・監禁事件指名手配被疑者を発見、検挙【大阪府警察】
- ・ 刑事課研修生が、被疑者の耳と鼻の特徴をもとに、駅のホームから電車内にいる覚せい剤取締法違反指名手配被疑者を発見、検挙【千葉県警察】

(3) 全国一斉捜査における検挙

宿泊施設等に対する全国一斉捜査において、インターネットカフェを利用中の特定商取引法違反指名手配被疑者を発見するなど、期間中3名の被疑者を検挙【千葉県警察、大阪府警察、福岡県警察】

(4) 恋愛感情等のもつれに起因する脅迫事件の検挙

東京都内に居住する女性が、交際男性から「実家に行って親兄弟を殺す」等の脅迫メールを受けた事件につき、警視庁において、交際男性の指名手配を行うとともに、女性の実家を管轄する茨城県警において警戒を実施していたところ、同県下のホテルに潜伏している交際男性を発見し、検挙【警視庁・茨城県警察】

1 一連の事案の認知状況

- 平成24年10月12日、上智大学体育館出入口付近において、犯行声明文とともに硫化水素発生中の容器が放置。
- 平成24年10月中旬から平成25年10月下旬までの間、全国各地の少年漫画関連企業や報道機関等へ400通以上の脅迫文等が郵送。
- 平成25年10月中旬ころ、千葉県浦安市内のコンビニ店に「毒入り危険」等と表示された菓子が陳列。

2 逮捕状況

(1) 被疑者

大阪府大阪市

() 36歳

(2) 逮捕日、罪名等

12月15日(日)

威力業務妨害罪(刑法第234条)

(3) 逮捕事実

被疑者は、平成24年10月12日、東京都千代田区内の上智大学体育館出入口付近において、犯行声明文とともに硫化水素発生中の容器を放置し同大学の業務を妨害したものの。

3 捜査状況

- (1) 昨年10月以降、警視庁を中心に関係道府県警察と連携しつつ、被害関係者等からの事情聴取、防犯カメラの解析、鑑定等所要の捜査を推進。
- (2) 容疑者の一人として浮上した上記2(1)の被疑者を捜査員が都内で職務質問したところ、上記2(3)の逮捕事実を認めたため、威力業務妨害で通常逮捕。
- (3) 警視庁においては、一連の事案の全容解明に向けて、関係道府県警察と連携し鋭意捜査を推進する方針。

1 自動車安全運転センター評議員

(1) 評議員の任命

自動車安全運転センター（以下「センター」という。）評議員は、道路の交通に起因する障害の防止について識見を有する者のうちから、国家公安委員会の認可を受けて、理事長が任命することとされている（自動車安全運転センター法第25条第2項及び第3項）。

(2) 今回の認可申請

16名の評議員のうち2名が任期満了となることから、再任の認可申請がなされたもので、任期は平成25年12月19日及び22日からそれぞれ2年間である。

○ 田中 節夫

- ・ （一社）全日本指定自動車教習所協会連合会会長
- ・ 平成15年12月から就任、前日本自動車連盟会長

○ 浅野 広視

- ・ （一社）日本損害保険協会専務理事
- ・ 平成23年9月から就任

2 自動車安全運転センター業務方法書の一部変更の認可

(1) 業務方法書

センターは、業務の開始前に、業務方法書を作成し、国家公安委員会の認可を受けなければならないとされており、これを変更しようとするときも同様とされている（自動車安全運転センター法第30条第1項）。

(2) 今回の変更事項等

業務方法書には、センターが行う業務の内容のほか、事務所の名称や所在地も記載されており、徳島県事務所が平成25年12月に移転することに伴い、業務方法書に記載された同事務所の所在地を改める旨の申請がセンターからなされたものである。

○ 変更前の所在地 徳島市

○ 変更後の所在地 板野郡松茂町

（平成26年1月6日、業務開始）

3 決裁区分

いずれの認可申請に対しても、12月13日付けで長官専決により認可した。

1 事件の概要

被疑者は、平成22年12月30日、大手企業の従業員に対して標的型メールを送信し、同従業員が使用するコンピュータをコンピュータウイルスに感染させ、強制的にインターネットサイトに通信を行わせるなどしたため、同社は、社内の全端末の調査等を余儀なくさせられ、業務が妨害されたものの。

2 捜査の経過

- (1) 23年9月30日、同社から被害届を受理した警視庁は、偽計業務妨害容疑事件として捜査を開始した。
- (2) 警視庁において、標的型メールの送信元、コンピュータウイルスの強制接続先等に関する国際捜査共助要請、コンピュータウイルスの解析等所要の捜査を行ったところ、通信記録が保存されていないなどの理由から、現在までのところ、被疑者は判明していない。
- (3) 警視庁は、本年12月2日、東京地方検察庁に被疑者不詳で本事件を送致した。東京地方検察庁は、12月9日、不起訴処分を決定した。

3 備考

23年11月、同社は、防衛及び原子力に関する保護すべき情報の社外への流出は認められなかった旨の調査結果を発表した。